

第 2 2 号議案

足立区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立児童館条例の一部を改正する条例

足立区立児童館条例（昭和 4 7 年足立区条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中足立区立中部児童館の項を削る。

第 6 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第 7 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

付 則

この条例は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条及び第 7 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

中部児童館を廃止するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。